

期日入札による公売のご案内

不動産公売広報

令和 7 年 6 月公告分

神奈川県大和市

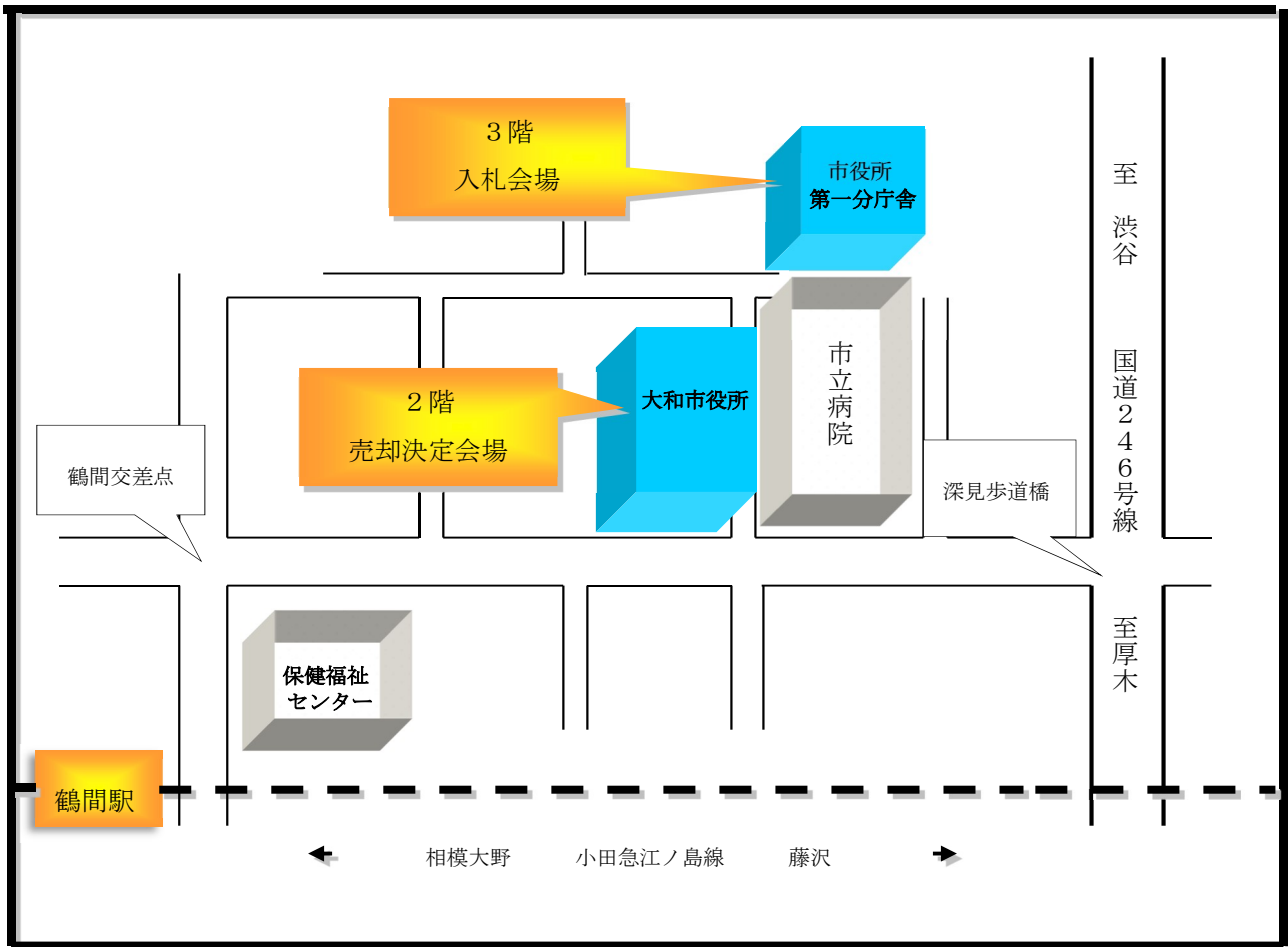
期日入札による公売のご案内

公 売 方 法	期日入札
入 札 期 日	令和7年7月22日（火） 午後1時30分から午後1時50分まで
公 売 の 場 所	大和市役所 第1分庁舎 第2、第3会議室
公売保証金受入及び陳述書受付期間	令和7年7月22日（火） 午後1時から午後1時30分まで
公売保証金受入及び陳述書受付の場所	大和市役所 第1分庁舎 第2、第3会議室
開 札 日 時	令和7年7月22日（火）午後1時51分
開 札 の 場 所	大和市役所 第1分庁舎 第2、第3会議室
売 却 決 定 日 時	令和7年8月5日（火）午前9時00分
売 却 決 定 の 場 所	大和市役所 本庁舎2階 総務部収納課
買 受 代 金 納 付 期 限	令和7年8月5日（火）午後3時00分

- ※1 公売保証金の提供及び暴力団員等に該当しない旨の陳述書の提出後に入札書を交付します。その場で入札書に必要事項を記入してください。
- ※2 入札書の記載に不備がある場合には入札が無効となり、取り消しとなります。入札者の住所（所在地）・氏名（名称）は必ず記載し、売却区分番号の記載漏れや入札価額等に誤りがないことを必ず確認してください。
- ※3 最高価申込者が2人以上いる場合には、開札場所において開札後直ちに追加入札を行います。
- ※4 売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。
- ※5 公売が中止されることもありますので、事前に中止の有無をご確認ください。

期日入札による公売のご案内

[会場案内図]



- ◆ 小田急江ノ島線「鶴間」駅より徒歩約10分
- ◆ 小田急江ノ島線、相模鉄道「大和」駅より、神奈川中央交通“東回り鶴間駅行き”バスにて「市役所・市立病院前」下車、徒歩約3分

○開札結果について

開札結果等につきましては、大和市ホームページ「公売情報」の「開札結果一覧」をご覧ください。ホームページへの掲載は、開札日翌日までに行いますが、ホームページに掲載する情報に、最高価申込者等の氏名（名称）は掲載されません。開札結果の詳細については、最高価申込者の決定の公告をご確認いただくか、大和市役所収納課特別滞納整理係に電話でお問い合わせください。電話でのお問い合わせは、開札日翌日から受け付けています。

（大和市役所収納課特別滞納整理係 Tel046（260）5242）

期日入札による公売のご案内

入札される方へ

1 大和市役所では、差押えした不動産を入札によって売却（公売）します。

2 次に該当する方は入札に参加できません。

（1） 滞納者及び税務職員

（2） 公売の参加を制限されている方

3 入札までに公売財産及び不動産登記簿等をご確認ください。

※広報掲載の図面及び写真等は、全体の状況をイメージしやすくするために作成したものであり、

縮尺・位置等は実際と異なる場合があります。大和市収納課職員が確認できた事項のみであり、

正確な内容を保障するものではありません。全ての物件状況を把握しておりません。

必ずご自身で調査・確認を行ってください。

4 入札手続きなどの詳細は「大和市不動産公売（期日入札）のしおり」をご覧ください。

5 公売が中止されることもありますので、事前に中止の有無をご確認ください。

期日入札による公売のご案内

その他注意事項

公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。

・公売財産の面積等は公簿上によるものです。入札に際してはあらかじめ物件を確認し、登記簿等を閲覧したうえで、入札してください。

・公売財産の種類又は品質に関する不適合について、現所有者及び大和市に担保責任は生じません。

・公売財産上の動産等は、公売の対象外です。

・大和市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。

・危険負担は売却決定後に買受人が買受代金を納付した時点で買受人に移転します。したがって、その後に発生した財産の破損、盗難、および焼失等による損害の負担は買受人が負うことになります。

・土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。大和市は関与いたしません。

・権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、郵送料など）は買受人の負担となります。

・大和市は、不動産登記上の権利移転のみ行います。権利移転に必要な書類は、買受代金納付日に大和市まで提出してください。

・耐震・土壌汚染・アスベスト等の専門的な調査は行っておりません。

・国税徴収法第99条の2（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

・売却区分番号内に複数の財産があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。